

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている飲食事業者の皆さまへ【三芳町】

三芳町持ち帰り・宅配サービス導入支援事業補助金を支給します

三芳町新型コロナウイルス対策緊急支援事業

持ち帰り・宅配サービス導入支援事業補助金

5月18日～申請開始

※感染拡大防止のため郵送での申請をお願いします。

令和2年2月1日 から 令和2年12月31日 までに

持ち帰り(テイクアウト) または 宅配(デリバリー) を 新たに始めた方
新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に支障をきたしており、新たに持ち帰りサービスまたは宅配サービスを導入した飲食店を営む中小企業者等の支援を目的とし一律 **10万円** を支給します。

※申請に虚偽等が発覚した場合には補助金を返還していただきます

対象者

・飲食店を営んでおり、イートインが可能な店舗が町内にある方

※中小企業基本法第2条第1項各号に該当することが必要です。

業種	中小企業者(いずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金額または出資総額	常時使用する従業員数	常時使用する従業員数
飲食店	3億円以下	300人以下	20人以下

- ・令和2月1日から同年12月31日までに新規で持ち帰り・宅配サービスを始めた店舗
- ・町税に滞納がなく、過去に補助金の交付を受けていないこと
- ・今後、1年以上継続して事業を営む意思があること

下記の者は支給対象外となります

- ・暴力団等に関する事業者
- ・法令等に基づく必要な許認可を受けていない方
- ・経営に固または地方公共団体が直接または間接的に参画している

申請書類

- ・申請書(三芳町持ち帰り・宅配サービス導入支援事業補助金申請書兼請求書)
- ・誓約書
※申請書、誓約書は裏面または三芳町のホームページよりダウンロードにて使用してください。
- ・町内に飲食店があることが確認できる書類(町に開業等に関する届出書を提出してる方は不要)
- ・飲食店の営業に必要な許可証の写し
- ・期間内に事業を始めたことが確認できる資料
※印刷物、店舗写真、導入経費に関わる資料等
- ・会社名義(法人の場合)または事業主名義(個人の場合)通帳の振込口座が分かるページの写し

申込/問い合わせ

※感染拡大防止の観点のため、必要書類を添えて下記宛先まで郵送での申請にご協力ください

【宛先】〒354-8555 入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1

三芳町役場 観光産業課 持ち帰り・宅配サービス導入支援事業補助金担当宛

申請書の記載方法や必要書類について不明な方は、観光産業課までお問合せください

TEL:049-258-0019(内線 214・215)